

豊和工業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は豊和工業株式会社と称し、英文では **Howa Machinery, Ltd.**と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 繊維機械、工作機械、建設機械、鋳造機械、その他の機械器具の製造販売
2. 空気圧および油圧機器、猟銃、武器、航空機部品の製造販売
3. 車両およびその部品、歯車、鉄鋼の製造販売
4. 金属製建具の製造販売およびこれに付帯する工事並びに建築の総合請負
5. 電子機械および環境機械の製造販売
6. 不動産の賃貸
7. 発電事業および電気の供給、販売
8. 樹木、生花その他植物の栽培、販売および賃貸、並びに造園および緑化工事の企画、設計、施工および請負
9. 前各号に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は本店を愛知県清須市におく。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中日新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4, 0 0 0万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、1 0 0株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人をおく。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備えおきその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集地)

第14条 当社は、愛知県において株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には株主または代理人は当社に、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の定員)

第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は5名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事

業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)

第22条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の選任)

第23条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要

な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（相談役および顧問）

第29条 取締役会の決議により相談役または顧問をおくことができる。

相談役は取締役会に出席して意見を述べ、顧問は業務に関する諮問に応ずる。

（報酬等）

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。相談役および顧問の報酬は取締役会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第6章 会計監査人の責任

（会計監査人の責任免除）

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第7章 計 算

（事業年度）

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

（中間配当の基準日）

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第1条 当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（電子提供措置等に関する経過措置）

第2条 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。
- ③ 本附則第2条は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(昭和61年 6 月27日 変更)

(平成 3 年 6 月27日 変更)

(平成 6 年 6 月29日 変更)

(平成10年 6 月26日 変更)

(平成14年 6 月27日 変更)

(平成14年 7 月 1 日 変更)

(平成15年 6 月27日 変更)

(平成16年 6 月29日 変更)

(平成17年 6 月28日 変更)

(平成17年 7 月 7 日 変更)

(平成18年 6 月28日 変更)

(平成20年 6 月26日 変更)

(平成21年 6 月25日 変更)

(平成22年 1 月 6 日 変更)

(平成25年 6 月26日 変更)

(平成25年 8 月 1 日 変更)

(平成27年 6 月25日 変更)

(令和 4 年 6 月28日 変更)

(令和 8 年 6 月25日 変更)